

4月から、生活困窮者への 支援制度が始まります

ひとりで抱えこまずに
まずはご相談ください

生活に
困っている

仕事
が見つからない

将来が
不安

病気で
働けない

家賃を
払えない

家族の
ことで
悩んでいる

社会に
出るのが
怖い

住む所が
ない

働きたくても働けない、
住む所がない、など、
まずはお困り事
をお聞かせください。
地域の相談窓口と一緒に考え、
解決へのお手伝いをします。
ご家族などまわりの方からの
相談でも受付いたします。

無料相談

お問い合わせ先

水戸市自立相談支援室 〒310-8610 水戸市三の丸1丁目5-48 ☎029-291-3941

しごとや生活に困っていらっしゃる方、まずにご相談ください。相談窓口では一人ひとりの状況に合わせた支援プランを作成し、専門の支援員があなたに寄り添いながら、他の専門機関と連携して、解決に向けた支援を行います。

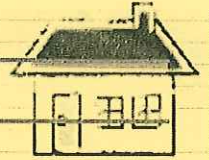
自立相談支援事業



あなただけの支援プランを作ります。

生活に困りごとや不安を抱えている場合は、まずは地域の相談窓口にご相談ください。支援員が相談を受けて、どのような支援が必要かをあなたと一緒に考え、具体的な支援プランを作成し、寄り添いながら自立に向けた支援を行います。

住居確保給付金の支給



家賃相当額を支給します。

離職などにより住居を失った方、または失うおそれの高い方には、就職に向けた活動をするなどを条件に、一定期間、家賃相当額を支給します。生活の土台となる住居を整えた上で、就職に向けた支援を行います。

<相談から支援までの流れ(相談無料・秘密厳守)>

まずは地域の 相談窓口へ。

各自治体の窓口配置されている支援員が対応します。何らかの理由で窓口にお越しただけの場合はご自宅にも訪問します。

生活の状況を 見つめる。

あなたの生活の困りごとや不安を支援員にお話してください。生活の状況と課題を分析し「自立」に向けて寄り添いながら支援を行います。

あなただけの 支援プランを。

支援員はあなたの意思を尊重しながら、自立に向けた目標や支援内容を一緒に考え、あなただけの支援プランを一緒に作ります。

支援決定・ サービス提供。

完成した支援プランは自治体を交えた関係者の話し合い(支援調整会議)により正式に決定され、その支援プランに基づいて各種サービスが提供されます。

定期的な モニタリング。

各種サービスの提供がゴールではありません。あなたの状態や支援の提供状況を支援員が定期的に確認し、支援プラン通りにいかない場合は支援プランを再検討します。

真に安定した 生活へ。

あなたの困り事が解決されると支援は終了しますが、安定した生活を維持できているか、一定期間、支援員によるフォローアップがなされます。